

## 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正案に関する意見募集の結果について

令和2年12月10日  
厚生労働省  
医薬・生活衛生局  
生活衛生課

「公衆浴場における衛生等管理要領等の改正案」について、令和2年9月28日（月）から同年10月27日（火）まで御意見を募集したところ、合計11件の御意見（取りまとめの都合上、いただいた御意見は適宜整理集約して掲載しています。）をいただきました。いただいた御意見と当該御意見に対する厚生労働省の考え方については、以下のとおりです。

今回の改正に直接関係しない御意見につきましては、個別の回答はお示ししておりません。

皆様方のご協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	5歳までが適切と考える。それで問題無いはずであるし、それが適切と考える。（更に低い年齢でも可と考えるが。）	混浴禁止年齢を引き下げることに關して、賛成の意見として承ります。なお、諸意見を踏まえ、「おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと」とすることとしました。
2	6歳未満の思春期早発症の幼児、意思表示が十分に行えない子、異性母子家庭などに対して配慮が必要である。	今後の施策の参考にさせていただきます。
3	施設ごとに制限設定を任せる等、一律に年齢で決めない方がよい。	厚労科研の研究班による成人に対するアンケート調査によると、「制限の必要はあるが一律に年齢制限をする必要はない」としたのは30.7%であり、69.3%は一律年齢制限が必要としていますので、年齢で制限することが適当と考えております。
4	改正案では厳しすぎるため改正案に反対である。	諸意見を踏まえ、「おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと」とすることとしました。
5	混浴禁止年齢を6才より引き上げ小学2年生からや、9才から等にすべきである。	諸意見を踏まえ、「おおむね7歳以上の男女を混浴させないこと」とすることとしました。

公衆浴場における衛生等管理要領 新旧対照表（案）

（傍線部分は改正）

改正（案）	現行
<p style="text-align: center;">公衆浴場における衛生等管理要領</p> <p>I・II （略）</p> <p>III 衛生管理</p> <p>    第1 一般公衆浴場</p> <p>        1～8 （略）</p> <p>        9 入浴者に対する制限</p> <p>            (1) おおむね<u>小学校就学の始期に達した6歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>            (2)～(4) （略）</p> <p>        10・11 （略）</p> <p>    第2 （略）</p> <p>IV （略）</p>	<p style="text-align: center;">公衆浴場における衛生等管理要領</p> <p>I・II （略）</p> <p>III 衛生管理</p> <p>    第1 一般公衆浴場</p> <p>        1～8 （略）</p> <p>        9 入浴者に対する制限</p> <p>            (1) おおむね<u>10歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>            (2)～(4) （略）</p> <p>        10・11 （略）</p> <p>    第2 （略）</p> <p>IV （略）</p>